

< 運行系統別 障害者割引運賃対応表 >

沿岸バス株式会社

2025年（令和7年）10月1日現在

○印 - 適用する ×印 - 適用しない

1. 対象の運行系統

運行系統	身体障害者 割引運賃	知的障害者 割引運賃	精神障害者 割引運賃				備 考
特急はぼろ号	○	○	×				
特急ましけ号	○	○	×				
特急あさひかわ号	○	○	×				
1 留萌市内近郊線	○	○	×				
7 日東団地線	○	○	×				
8 留萌幌糠線	○	○	×				
11 豊富明里線	○	○	×				
12 幌延留萌線	○	○	×				
13 幌延留萌線	○	○	×				
14 初山別留萌線	○	○	×				
14-B 初山別留萌線 B	○	○	×				
15 羽幌留萌線	○	○	×				
16 上平古丹別線	○	○	×				
117 羽幌古丹別線	○	○	×				
23 留萌別茹線	○	○	×				
32 豊富幌延線	○	○	×				
41 天塩明里線	○	○	×				
141 天塩明里線	○	○	×				
56 留萌旭川線	○	○	×				
71 羽幌町内循環バス ほっと号	×	×	×				全区間均一制 100円
77 羽幌港連絡バス 観音崎らいな号	○	○	○				全区間均一制 200円

2. 割引対象および割引率

	割引対象	割引率	適用条件
第1種障害者（身体）	本人および 介護人1名（本人と同一行程に限る）	50%	運賃精算時に「身体障害者手帳」を提示。 （高速乗合バスは、乗車券購入時も含む）
第2種障害者（身体）	本人のみ	50%	
第1種障害者（知的）	本人および 介護人1名（本人と同一行程に限る）	50%	運賃精算時に「療育手帳」を提示。 （高速乗合バスは、乗車券購入時も含む）
第2種障害者（知的）	本人のみ	50%	

3. 運賃の種類・額及び適用方法（抜粋）

- イ. 身体障がい者及び知的障がい者に対する割引
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）が発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。
- ロ. 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4、第41条乃至第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けているもの及び付添人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

4. その他

- 羽幌港連絡バス 観音崎らいな号に限り精神障害者割引運賃の設定あり。
- 第1級障害者（精神障害者）は、本人および介護人1名（本人と同一行程に限る）。
- 第2級および第3級障害者（精神障害者）は、本人のみとし、いずれも割引率を50%とする。
- 適用条件 - 運賃精算時に「精神障害者保健福祉手帳」を提示した者に限る。